

令和2年度公社等点検評価表

(一次点検評価・二次点検評価)

公社等名	公益社団法人ふくしま緑の森づくり公社
所管部局	農林水産部
担当課	森林整備課

《評価資料》

1	公社等点検評価表	1
2	付表1(概要)	10
3	付表2(実施事業)	11
4	付表3(経営状況)	12
5	付表4(経営分析等)	13
6	付表5(組織人員体制)	15
7	付表6(県関与の状況)	16
8	別紙1(県の財政的関与(支援)の内訳)	17
9	別紙2(役員等の状況)	18

〔一次点検評価：公社等の自己点検〕

視点1：計画性（マネジメントサイクルの確立）

公社等経営の理念・目標・方針などが、各種計画等に反映され、事業の企画立案、実施、評価、改善が行われているかという、経営マネジメントサイクルの視点

1 マネジメントサイクルの確立

(1) 経営理念・目標・方針等に基づく経営計画等の策定

名称：ふくしま緑の森づくり公社経営改善計画書（以下「第2次緑の森づくり新生プラン」という）

(2) 上記(1)の具体的な成果目標とこれまでの評価

① 令和元年度実績（ ）は計画

ア 効率的な森林整備

保育等 512ha（620ha以下）、作業路等 21,031m（25,000m以上）

イ 木材販売収入の確保

販売額 52,855千円（31,000千円以上）

ウ 管理運営経費等の節減

節減額 271千円（目標値 6,669千円に対する実績 6,398千円）

エ 分収割合の契約変更（令和元年度末累計）

市町村有林 50件（全50件） 100.0%

個人所有地林等 1,966件（全2,912件） 67.5%

計 2,016件（全2,962件） 68.0%

② 評価

ア 保育等の事業量については、施業箇所の絞り込みを行い、目標を上回る縮減となった。一方、将来の森林整備や間伐材等の搬出の基盤となる作業路等の整備については、令和元年東日本台風等の影響などもあったが、概ねの達成となった。

イ 木材販売収入の確保については、計画を上回る実績となった。

ウ 管理運営経費等の節減については、特殊要因となった分収割合契約発行通知書発送経費を除いて、271千円の節減を図った。

エ 分収割合の契約変更については、市町村有林すべてについて変更契約が完了している。一方で、個人・共有林については、相続による権利関係の複雑化や現行の分収割合に強い意向を持つ所有者など、交渉に影響がある案件が残っていることなどの理由から目標が未達成となったが、令和5年度までに75%を目指すとしていた当初目標値に対しては達成率68%であった。

なお、共有林の所在不明所有者については、平成28年5月20日に改正され、平成29年4月1日に施行された、「改正分収林特別措置法」の適用について引き続き検討していく。

オ 令和元年5月に策定した、今後5か年（平成31年～令和5年）の経営改善計画書となる「第2次緑の森づくり新生プラン」に基づき、今後も一層の経営改革に取り組んで行く。

(3) 事業目標とその実績（付表2）の評価

① 令和元年度新規事業について

新規事業は行っていない。

② 継続事業全般について

ア 保育事業について施業箇所の重点化により、計画を上回る縮減ができた。また、将来の森林整備、間伐材等搬出の効率化を図るための作業路等整備は概ね計画どおり実施した。

森林の持つ公益的機能の発揮等のため、県の支援を得て必要な事業量を確保しつつ施業の重点化を図り、より有利な補助事業を活用して計画的な森林整備に努めた。

イ 林産物（間伐材）売払事業については、有利な補助事業を最大限活用し、利用間伐を含めた施業の合理化を図りながら間伐材を積極的に搬出するとともに、土場売

りや木材市場への販売委託のほか、単価契約の締結、森林組合連合会及び市町村との連携など、有利な販売方法により、計画を上回る販売収入を確保した。

ウ 第2次緑の森づくり新生プランに基づき推進している「公社造林変更契約」については、同時に取り交わす「覚書」により、公社が土地所有者に分収割合を変更する旨、通知した日をもって効力が発生するとされている。市町村有林については平成30年7月30日付けで交付しているが、残る個人・共有地等については、令和2年2月1日付けで約2/3を超えるを分収割合変更契約が締結されたことなどから、令和2年3月6日付けで「覚書」に係る変更契約発効に関する通知を行った。このほか、土地所有者との信頼関係をより強固にするため、保育間伐実施に係る周知などの契約地に関する施業状況等の情報提供に努めた。

2 マネジメントサイクルにおける環境変化・住民ニーズの把握方法

- (1) 「第2次緑の森づくり新生プラン」の毎年度の進捗実績を取りまとめ、「ふくしま緑の森づくり公社経営改善管理委員会」で検証を経た上で理事会の承認を得て、翌年度の事業計画に反映するとともに、公社ホームページでその進捗状況を掲載し公表している。
- (2) 契約地に係る施業の実施や分収割合等の契約変更時の土地所有者との交渉の際に、公社経営改革の取組に対する理解促進に努めている。
- (3) 林業事業体や林業団体等と森林施業や木材販売等に係る意見交換を行うとともに、木材需要の動向等についての情報収集に努めている。
- (4) 分収林事業を担う森林研究・整備機構森林整備センター、県、公社の3者で平成27年度に覚書を取り交わし、列状間伐に係る研修会の実施、市場への搬出など、連携して分収林事業の円滑な推進を図るための取組を行っている。

視点2：経済性・効率性

事業の収支バランスと採算性・収益性の視点

1 収支バランスの評価

- (1) 単年度における収支バランスは、正味財産増減計算書のとおり均衡している。
しかし、公社事業は植林から販売まで極めて長期間を要する特殊性から、間伐材の販売等による収入確保に努めているものの、必要な資金の大半を補助金と借入金に依存し事業を展開せざるを得ないことから、多額の借入金残高を有する公社の経営は極めて厳しい状況にあると認識している。
- (2) 平成27年度から、日本政策金融公庫返済分の元金及び利息を県から補助金として交付していただくこととなったため、長期債務については前年度より約273,161千円減少した。
- (3) 震災後の復興関係や東京オリンピック等の需要により木材価格は持ち直しの傾向もみられるが、収支の大幅な改善には至っておらず、今後も引き続き借入金等により森林整備を行う必要があることから、将来を見通した収支バランスは、依然、厳しいものと考えている。

2 収入増加策の評価

- (1) 公社の唯一の収入源である造林木は、主伐の時期を迎えるにはまだ年数がかかることから、引き続き長期的な視点に立ち、間伐を中心とした施業の重点化を図るとともに、森林整備の効率化や木材搬出コストの低減に向けて基盤となる作業道等路網の整備を進める必要がある。
- (2) 間伐材の売払については、間伐材を積極的に搬出するとともに、土場売りや木材市場への販売委託のほか、単価契約の締結、森林組合連合会及び市町村との連携など、有利な販売方法により、計画を上回る販売収入を確保した。
- (3) 今後とも、補助事業の効果的な選択や木材需要動向の情報収集や作業路の整備により搬出コストの低減を図るとともに、より有利な販売方法を検討し収入増加を図る。

3 経営状況（付表3）及び経営分析等（付表4）についての評価

- (1) 経営状況については、必要な資金のほとんどを補助金及び借入金といった自主財源以外の資金で運営していることから、営利を目的としない公益法人といえども効率性・経済性については特に意を尽くして経営に当たっている。
- (2) 林齢が高くなり、収入間伐を主体にすることで、事業収入の林産物売払収入が増えてきた。
- (3) 平成27年度より、日本政策金融公庫への償還分(元金及び利息)について、福島県から公庫償還補助金として交付していただいております、長期借入金残高及び借入金依存率は毎年度減少しつつある。
- (4) 平成24年度より、公益社団法人への移行のため、林業公社会計基準（平成23年3月17日全国森林整備協会・林業公社会計基準委員会）を適用し、資産状況等の透明性を確保している。

4 普及・啓発活動について

- (1) 森林再生に向け、林業の担い手等の育成及び確保を支援するため、関係団体と連携を図りながら、公社造林地を活用して間伐等の施業技術の習得や労働安全、材を高く売るための伐木造材現地検討会等を行った。
- (2) 水資源貯留、土砂流出防止など、森林の多面的な機能を持続的かつ高度に発揮できる健全な森林づくりに対する県民の理解と関心を高めるため、公社ホームページ等により事業概要、森林づくりの情報等の公社の取組をPRした。その他、間伐材の利用促進のための展示を行い、健全な森林づくりに対する啓発等を行った。

5 サービス向上策の評価

- (1) 令和2年3月31日現在の公社造林契約の状況は以下の4形態となっている。

① 契約期間80年、分収割合8：2	契約件数（割合）	2,009件（67.7%）
② 契約期間60年、分収割合8：2	契約件数（割合）	7件（0.2%）
③ 契約期間80年、分収割合6：4	契約件数（割合）	706件（23.8%）
④ 契約期間60年、分収割合6：4	契約件数（割合）	240件（8.1%）
- (2) 長伐期・非皆伐施業を推進するに当たり、これまで整理されてこなかった契約形態ごとの間伐、主伐等施業方針、分収金交付方針を取りまとめた。
- (3) 長伐期・非皆伐施業の概要のほか、公社の事業概要、経営改善の取組等について、地権者に周知する観点から、これらを取りまとめたパンフレットを作成、配付した。
- (4) 分収割合を8：2の変更契約に応じていただいた新たな森林サービスとして、「造林地内の概況図、基準杭の位置などを図面に記載した「森林カルテ」を作成し、契約満了時に交付する方針を定めた。

〔二次点検評価：左に対する所管部局としての評価〕

視点1：計画性（マネジメントサイクルの確立）

公社等経営の理念・目標・方針などが、各種計画等に反映され、事業の企画立案、実施、評価、改善が行われているかという、経営マネジメントサイクルの視点

1 マネジメントサイクルの確立について

- 公益社団法人ふくしま緑の森づくり公社（以下「公社」という。）では、分収林事業期間が80～90年で、本格的に収入が得られる主伐期を迎えるまでは、公社造林地の保育管理に係る支出が間伐材販売収入を上回るため、借入金残高が累積するとともに、木材価格の長期低迷や労務単価の上昇など公社の経営状況は極めて厳しい状況にある。

このため、公社では、平成11年度以降、経営改善計画を策定し経営改善に取り組んできた。

平成26年に策定した「緑の森づくり公社経営改善計画書（緑の森づくり新生プラン）」（計画期間：平成26年度～同30年度）に基づき経営改善に取り組み、5年間で大きな成果をあげた。

また、令和元年度から令和5年度までの5年間における公社の経営改善計画となる「第2次緑の森づくり新生プラン」を令和元年5月に策定した。初年度に当たる令和元年度は、間伐材の販売収入が単年度目標値を上回る収入を得つつ管理運営費の節減を図るなど、経営改革に取り組んでいる。

- 「第2次緑の森づくり新生プラン」に基づき推進している「公社造林変更契約」については、個人・共有地等の分収割合の変更契約を発効するため、変更契約時に取り交わした「覚書」に基づく通知を行い、分収割合の変更に積極的に取り組んでいる。
- 経営改善の取組については、指導機関である県及び理事市町村の担当課長等で構成する「経営改善管理委員会」が毎年度進行管理を行い、その結果を理事会に報告し、評価・検証を行うとともに、次年度の事業計画に反映させるなど、マネジメントサイクルは適切に、機能している。

2 マネジメントサイクルにおける環境変化、住民ニーズの把握方法について

- 公社では、経営改善計画に基づく取組成果、経営状況、事業計画を理事会、総会に諮り社員市町村等の意見、ニーズを的確に把握したうえで事業を展開するとともに、これらの情報を公社のホームページで公表し透明性を確保している。
- 分収林契約の相手方（土地所有者）へ、変更契約交渉時（分収割合の変更、契約期間の延長）に、契約地の森林管理状況や公社の経営改善の取組を説明し、理解を得るべく努めている。

視点2：経済性・効率性

事業の収支バランスと採算性・収益性の視点

1 収支バランスの評価

令和元年度単年度における収支は、△3,376千円となった。

次期繰越収支差額△97,816千円には、償還期限が到来していない（令和2年度に支払う）借入金利息が含まれており、この影響を除くと実質次期繰越収支差額は52,708千円のプラスとなり、一部を翌年度の県借入金の返還に充て、負債の圧縮に努めている。

また、公庫元利償還を県が補助金として支援したことなどもあり、令和元年度末の借入残高は約49,786百万円と昨年度より273百万円減少した。

これらの結果、固定資産の増加及び固定負債の減により、当期正味財産は646,245千円増加した。

2 県の関与

公社には自ら策定した経営改善計画の達成に向けた取組が求められるとともに、公社が県事業を補完し、個人では森林整備が困難な立地条件不利地域を中心に分収造林事業に取り組み、山村地域の振興に貢献してきた役割や、東日本大震災に伴う福島第一原子力発電所事故の影響により本県の森林整備が停滞している中で、本県の森林・林業の再生・復興に重要な役割を担っており、それら重要な役割を今後とも積極的・継続的に果たしていくためには、公社の経営基盤の安定が重要となるが、公社の取組だけでは限界があることから、県としても支援を行う必要がある。

このため、公社事業が「公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」第6条第2項「地方公共団体の事務若しくは事業を補完し若しくは支援すると認められる業務であってその実施により地方公共団体の事務若しくは事業の効率的若しくは効果的な実施が図られると認められる場合」に合致することから、県は平成26年度から、「公益法人等への職員の派遣等に関する条例」に基づき、派遣職員の給与の一部を県が直接支給することとした。

東日本大震災以降、公社の役割がますます重要となっている。今後も公社が本県の森林林業の再生、復興に継続的かつ積極的に取り組んでいくために、経営の安定化が重要であることから、関係部局と連携しながら、議会の理解を得て、日本政策金融公庫借入金の償還に要する費用を平成27年度から補助することとした。

公社の長期債務は今後緩やかに減少していく見通しである。

3 収入増加及び経費削減の取組の評価

○ 公社造林地の林齢は53年が最高で、平均林齢は40.8年と若く、主伐期を迎える令和26年度以降まで飛躍的な木材販売収入の増加は見込めない。

公社では、森林整備や搬出コストを低減するための路網整備を進めるとともに、一般用材のほか、バイオマス燃料用として販売するなど販路を拡大、また、木材需要情報の把握に努めながら「指名競争入札による土場売り」や「木材市場での委託販売」、「注文に応じた木材販売への対応」など有利な販売手法を駆使し収入増に努めた。

その結果、令和元年度の木材販売収入は計画3,100万円に対して5,300万円の実績とするなど、収入確保の取組は高く評価できる。

○ 経費削減については、人件費等管理運営費の削減、森林整備事業発注にあたっての近接団地における同一施業種の合併発注により諸経費を圧縮するなど事業費の削減や将来の森林整備、搬出コスト削減のための路網（作業路）整備などを積極的に実施しており、評価できる。

さらに平成28年度からは森林整備センター及び県（県営林）と「分収造林事業推進連絡会議」を開催し、木材の臨時市場へ協調して出材し、共同販売を実施し、収入増加への取り組みを実施しており評価できる。

4 サービス向上策の評価

長伐期・非皆伐施業を推進するに当たり、契約形態ごとの間伐、主伐等の施業方針、分収金交付方針を取りまとめ、地権者向けのパンフレットを作成・配布するなど、契約者等に対し、サービス向上に努めている。

〔一次点検評価：公社等の自己点検〕

視点3：課題への対応状況

共通課題1：東日本大震災からの復旧状況 原子力発電所事故に伴う損失・損害賠償請求の状況

- 1 避難指示区域が解除された区域内では、平成29年度に初めて飯舘村において、先導的に森林整備に着手した。令和元年度については、ふくしま森林再生事業を7.43ha実施した。
- 2 平成24年度に平成23年度分の営業損失として、7,651,263円の損害賠償の支払いを受けた。平成25、26年度以降は、林産物売掛金が補償基準となる平成22年度の売り上げを上回ったため、請求していない。
- 3 平成26年度からは避難指示区域等に係る立木に関する財物賠償が開始され、公社造林地について田村市都路地区、川俣町山木屋地区、南相馬市、飯舘村が該当することから、東京電力や関係機関と協議を行い、土地所有者の円滑な賠償請求の支援を行ってきた。
- 4 公社の持分については、平成28年3月に東電に対して賠償請求を行い、東電から示された賠償額について同年5月の理事会において合意に係る承認を得て手続を進め、同年8月末に賠償金481,479,159円を受領した。
- 5 避難指示区域以外の山林のシイタケ原木等広葉樹の賠償については、分収林契約者への支援を行うとともに、県有林の対応に倣い公社への賠償についても方針を検討する。
また、森林整備と放射性物質の低減対策を一体として行うふくしま森林再生事業については、公社自ら事業を実施しているほか、公社造林地のうち市町村実施分については、連絡調整や支援を行っている。
- 6 東京電力福島第一原子力発電所の事故後は、伐採・搬出のできない地区もあり、林業従事者の減少や高齢化が進んでいる。
当公社としては、公益社団法人として県土の保全に大きく貢献している森林・林業の振興を図るために、担い手の施業技術の習得・向上を支援するための素材生産・労働安全に関する研修会等を実施していく。さらに、市町村と連携して森林整備を実施するなど、森林再生に向けて中核的な役割を担い、市町村及び地域の森林施業を支援していく。

個別課題1：森林施業の見直し

- 1 「第2次緑の森づくり新生プラン」の着実な実行を図るため、「緑の森づくり公社経営改善管理委員会」を開催し、毎年度の経営改善効果について進行管理を行っている。
- 2 森林の多面的機能が高度・持続的に発揮されるよう、針広混交林の育成を図るため、列状間伐を実施するなど長伐期施業の着実な推進を図った。
- 3 契約期間の延長（60年→80年（一部90年））については、共有地などの交渉が難しい案件が残っているものの、粘り強く交渉した結果、令和元年度は66件の同意が得られ、変更割合は平成30年度末の89.4%から令和元年度末には91.7%の進捗と2.3ポイントの増となった。
（契約期間の延長累計：契約件数2,962件中、変更契約済み2,715件で91.7%）
（令和2年3月31日現在）

個別課題2：抜本的な収支改善の取組

- 1 緑の森づくり新生プランの策定
 - (1) 平成26年4月1日付けで公益社団法人へのに移行を機に、平成26年度5月の理事会において、今後5か年の経営改善計画となる「緑の森づくり新生プラン」（計画期間：平成26～30年度）を決定した。なお、当該プランにおける5年間の成果は次のとおり。（平成31年3月31日現在）
 - ① 森林施業の重点化による経費節減（10.1億円）及び木材販売収入の増（1.6億円）
 - ② 平成27年度から、日本政策金融公庫返済分の元金及び利息を県から補助金として交

付していただいたことによる、長期債務の圧縮化。

長期借入金残高の約 8.3 億円減（508 億円→ 499.7 億円）

- ③ 分収割合の変更契約率の 1.9 ポイント増（65.6 %→ 67.5 %）
 - ④ 管理経費節減、無利子公庫資金の活用による削減（2.1 億円）
 - ⑤ 経営改善積立資産の取得（4.4 億円）
- (2) 「緑の森づくり新生プラン」の計画期間が平成 30 年度で最終年度であったことから、今後 5 年間の公社の経営改善計画となる「第 2 次緑の森づくり新生プラン」（計画期間：平成 31 ～令和 5 年度）を令和元年 5 月の理事会で決定、今後も一層の経営改革に取り組んで行くこととした。

2 令和元年度単年度の取組実績

「第 2 次緑の森づくり新生プラン」に基づき視点 1 に記載のとおり実施した。

東電賠償金については、特定積立資産として積み立て、計画的に経営改善に充当する予定としている。

個別課題 3：公益法人への移行及び今後の公社経営の在り方等の検討

- 1 平成 26 年 4 月 1 日に公益社団法人に移行し、新たな経営改善計画に基づき事業に取り組んでいる。
- 2 公益法人として持続的に公益的機能を発揮するためには、長期間を要する公社造林地の適正な管理が必要である上、継続的に業務に携わる職員が不可欠であることから、プロパーの常勤職員（再任用）2 名の退職を機に、平成 29 年 4 月にプロパー職員 2 名を新たに採用した。
- 3 東日本大震災により本県の森林整備が停滞を余儀なくされている中、公益法人である当公社が森林再生に向けて先導的・中核的な役割を担うことが求められていることから、森林整備の推進及び森林の有する公益的機能の維持増進を図るため、「第 2 次緑の森づくり新生プラン」に基づき、今後も一層の経営改革に取り組んでいく。
 - (1) 効率的な森林整備
 - ① 補助事業の活用による効率的な森林整備、森林再生への取組
 - ② 補助事業を活用し、低コスト化に向けた効果的な路網を整備
 - ③ 有利な取引条件の確保、計画的な生産管理、大口需要先の取り込み等による販路の拡大のほか、未利用材の活用などスケールメリットを生かした販売対策の実施
 - ④ 契約改善の観点から、契約者への丁寧な説明、信頼関係の構築により分収割合の見直しを推進
 - ⑤ 経営改善積立資産を活用し、公庫借入金の繰上償還による利子負担の軽減、不成績林の解消
 - (2) 市町村との連携による新たな森林管理システムへの挑戦
 - ① 公社造林地と一体的に整備すべき人工林の管理・施業の受託、技術支援等を検討
 - ② 一体的な人工林管理によるスケールメリットを生かした有利な販売対策を検討
 - ③ 新たな森林管理システムの実施による受託収入の確保を検討
 - (3) ICT 技術、新たな施業技術の活用
 - ① 航空レーザー計測データなど、ICT 技術の活用により森林資源情報の精度向上を図り、安定的な材の供給体制を整備し有利な販売につなげる。
 - ② 列状間伐など新たな施業技術の導入による作業効率の改善につなげる。
 - ③ 技術研修会の開催などにより職員や林業労働者等の資質の向上を図る。

〔二次点検評価：左に対する所管部局としての評価〕

視点 3 : 課題への対応状況

共通課題 1 : 東日本大震災からの復旧状況
原子力発電所事故に伴う損失・損害賠償請求の状況

1 東京電力立木財物賠償の請求に向けた取組

平成26年6月、東京電力から避難指示区域内の森林所有者等への賠償基準が示されたことから、県は公社とともに、賠償請求に向けて東京電力と協議を重ねてきた。

平成28年2月に公社が行った立木賠償請求に対し、東京電力より賠償額の提示があり、平成28年5月に開催した理事会に経過報告及び内容の説明を行い、承認を得たうえで、同年8月に賠償金を受領した。

なお、東京電力では個人を優先して立木賠償を実施していることから、公社では契約相手方の依頼に基づき、賠償請求に必要な公社との分収林契約書の写しを交付するなど、支援を行っている。

2 「ふくしま森林再生事業」の取組及び市町村支援

公社では、間伐等の森林整備と放射性物質対策を一体的に実施する「ふくしま森林再生事業」に先導的に取り組むとともに、林業事業体を対象に公社事業地をフィールドとした再生事業の取組や放射性物質対策の研修会を、更には建設業からの異業種参入者に対し、森林整備、選木、標準地設定の各方法や安全作業等の研修を実施するなど高く評価できる。

また、市町村事業と連携し一体的な事業の取組を働きかけているほか、必要に応じ再生事業の発注に向けた設計積算等の助言、地区住民説明会における事業内容や効果の説明などの支援を行っており、高く評価できる。

個別課題 1 :

1 長伐期施業への転換

森林の多面的機能の高度・持続的発揮に向けた針広混交林化への転換を進めるための長伐期施業、非皆伐施業の取組については、契約期間の延長（60年から80年（スギ）、90年（ヒノキ））では、令和元年度末の進捗は91.7%（前年度比 66件 2.3%増）で着実に進捗が図られているが、今後も粘り強く働きかけていく必要がある。

長伐期施業は、公社事業期間が長期化となる一方、森林資産の材積が増え、間伐材販売収入の増加、ひいては分収林契約相手方の収入増にもなる。また、間伐を繰返し実施する非皆伐施業（針広混交林化）は、契約期間満了後の返地において、土地所有者の新たな造林コストを要さないことから契約相手方のメリットも大きく、これらメリットを粘り強く説明し、進捗を図る必要がある。

2 分収林契約適正化事業の活用による不採算林の実態把握及び契約解除の推進

公社では、県を経由しない国補助金「分収林契約適正化事業」を活用し、公社造林地の計画的な実態調査を進め、不採算林の判定基準を策定した。この基準に基づき不採算林と判定されたものについては、契約解除を進めることが国より求められている。

このため今後は東京電力の立木賠償金収入を契約解除に伴う公庫借入金の繰上償還財源として活用するなど、公社造林地の整理及び債務の圧縮に努める必要がある。

個別課題 2 :

○ 視点 2 の二次評価記載と同様。以下、その他について記載。

事業費の縮減とともに将来の収入確保を見据えた森林整備の重点化を、より一層進める必要がある。事業費を縮減し適正な森林整備を進めるため、上記の個別課題 1 の二次評価記載の「1 長伐期施業への転換」、「2 分収林契約適正化事業の活用による不採算林の実態把握及び契約解除の推進」のほか、令和元年 5 月に策定した「第 2 次緑の森づくり新生プラン」(計画期間：平成 31～令和 5 年度)の重点取組事項である「分収割合の見直し」について、計画期間中の目標である 75% を達成し、見込まれる収支改善効果約 40 億円の効果を計画期間内に発効させるべく積極的に取組む必要がある。

取組にあたっては、森林整備実施に合わせて土地所有者に説明するほか、社員市町村や地元森林組合など関係機関の協力を得ながら目標達成に向け取り組んだことにより、市町村有林では全て、個人・共有林等では 67.5% の契約が変更済みとなった。今後も丁寧な説明を基本として信頼関係を築きながら進める必要がある。

これらの取組には、分収林契約適正化事業の後継事業で、分収比率の見直し等による収益性の向上や針広混交林化による更新費用の軽減を目的とした「分収林施業転換推進事業(H30～)」を積極的に活用する必要がある。

個別課題 3 :

農林水産部では、平成 25 年度に「林業公社経営改革検討委員会」(H25・2～H26・3)を設置し、「公社の在り方」について、東日本大震災以降の本県の森林・林業を取り巻く環境の激変を踏まえ、『廃止』、『継続』、『県への事業承継』の 3 つの方向性を比較検討し、本県の復興再生にあたり、森林整備における公社の役割の重要性や分収割合見直等による経営改善の可能性等を総合的に判断し、『公社による事業継続が適当』との結論に至り、本県の森林林業再生にあたり、公社が先導的・中核的な役割を継続的、積極的に果たしていくためには、経営基盤の安定が欠かせないことから、関係機関等の理解を得て、公庫償還金の財源を県借入金から県補助金へ見直すなど、新たな支援を行った。

公社においては、木材販売収入増及び将来の森林整備や木材搬出コストの低減のための基盤整備の取組みにより、借入金償還に向けて積極的に財源確保等を行っていることが評価できる。また、「第 2 次緑の森づくり新生プラン」においては、新たな森林管理制度の実施を踏まえた森林整備に関する事業の受託の検討など、さらなる財源確保等の導入も検討することとしており、今後も現体制を維持し継続した取組みを進める必要がある。

付表1: 公社概要

公社等の名称	公益社団法人 ふくしま緑の森づくり公社					
設立根拠法令	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律 分収林特別措置法					
設立年月日	昭和42年4月1日					
代表者職氏名	理事長 井出孝利					
事務所の所在地	福島市中町8番2号 福島県自治会館内					
ホームページアドレス	http://www.fuku-rin.jp/					
県所管部・課	農林水産部			森林整備課		
設立目的	県内において造林、育林等森林の整備を促進するための事業その他森林、林業に関する事業を行うことにより、森林資源の培養、森林の有する公益的機能の増進及び自然環境・地球環境の保全を図り、もって県土の保全と農山村の振興及び住民の福祉の向上に寄与することを目的とする。					
経営理念・目標等	ふくしま緑の森づくり公社経営改善計画書(第2次緑の森づくり新生プラン)に基づき、森林の多面的機能の持続的な発揮のため、健全な森林資源の維持造成が推進されるよう、効率的な森林整備を行うとともに、経費削減等の徹底・分収割合の見直しなどを柱とした更なる経営改善へ役職員一丸となり全力で取り組む。					
資本金・基本金 (単位:千円)	H22末	H28末	H29末	H30末	R1末	R2末予定
	25,500	25,500	25,500	25,500	25,500	25,500
県出資額 (構成比)	10,000 39.2%	10,000 39.2%	10,000 39.2%	10,000 39.2%	10,000 39.2%	10,000 39.2%
令和元年度末 出資等内訳 (単位:千円) ※県分を除く。	出資順位	団体名		出資額		構成比
	1	南会津町		1,500		5.9%
	2	喜多方市		1,300		5.1%
	3	福島県森林組合連合会		1,000		3.9%
	4	田村市		900		3.5%
	5	郡山市		800		3.1%
主な事業内容 (詳細:付表2)	主に以下の2事業を実施している。 (1)分収造林事業 土地所有者と公社が分収造林契約を結び、公社は費用負担者兼造林者となって植栽し、下刈、主伐を行う。 (2)分収育林事業 土地所有者と公社が分収育林契約を結び、所有者に代わって公社が適切な保育と間伐、主伐を行う。					

付表2:実施事業

1	事業名	分収造林事業					継続事業	公益事業
	事業内容	下刈、雪起、除伐、保育間伐等の保育事業及び作業路開設・補修						
	目標	保育事業等620ha、作業路等25,000m(第2次緑の森づくり新生プラン令和元年度目標)						
	事業実績	保育事業等512ha、作業路等21,031m						
	事業費 (単位:千円)	H22決算 302,663	H28決算 287,405	H29決算 363,628	H30決算 335,094	R1決算 344,804	H30/H22 110.7%	R1/H22 113.9%
2	事業名	分収育林事業					継続事業	公益事業
	事業内容	保育事業						
	目標	契約面積(50.12ha)が小さいことから目標は設定していない。						
	事業実績	なし						
	事業費 (単位:千円)	H22決算 546	H28決算 194	H29決算 0	H30決算 0	R1決算 0	H30/H22 0.0%	R1/H22 0.0%
3	事業名	林産物売払事業					継続事業	公益事業
	事業内容	間伐材の売払						
	目標	31,000千円(第2次緑の森づくり新生プラン令和元年度目標)						
	事業実績	52,855千円 (間伐搬出材積の増、指名競争入札による土場売りや木材市場への販売委託、単価契約による売払など多角的な販路の開拓、市町村が実施したふくしま森林再生事業に伴う間伐販売増による販売収入の増など)						
	事業費 (単位:千円)	H22決算 9,067	H28決算 56,504	H29決算 48,698	H30決算 62,225	R1決算 52,855	H30/H22 686.3%	R1/H22 582.9%

付表3: 経営状況

区 分		H22決算	H28決算	H29決算	H30決算	R1決算	H30/H22	R1/H22
収支の状況	① 収入	3,052,013	1,467,390	1,083,145	1,116,271	1,140,759	37%	37%
	当期収入合計	3,221,417	1,598,801	1,224,101	1,230,454	1,235,199	38%	38%
	うち基本財産運用収入	26	8	3	3	3	12%	12%
	うち事業収入	9,067	56,504	48,698	62,226	59,055	686%	651%
	うち補助金等	263,978	891,524	975,736	941,319	913,990	357%	346%
	うち借入金	2,912,326	150,343	185,843	210,943	219,643	7%	8%
	うち特定預金取崩	0	0	0	0	0	-	-
	前期繰越収支差額 ^{※1}	-169,404	-131,411	-140,956	-114,183	-94,440	67%	56%
	② 支出	3,213,407	1,608,345	1,197,328	1,210,711	1,238,575	38%	39%
	うち人件費総額	140,165	51,528	63,052	62,999	64,345	45%	46%
うち人件費総額管理費(除人件費)	332,330	21,818	19,818	20,286	22,865	6%	7%	
うち事業費(除人件費)	356,846	600,677	665,884	642,650	656,585	180%	184%	
③ 当期収支差額 ^{※2}	8,010	-9,545	26,773	19,743	-3,376	246%	-42%	
④ 次期繰越収支差額 ^{※1}	-161,394	-140,956	-114,183	-94,440	-97,816	59%	61%	
財産の状況	① 資産	49,724,607	65,240,187	65,741,801	66,066,836	66,433,360	133%	134%
	流動資産	183,591	134,059	220,121	162,219	151,937	88%	83%
	固定資産	49,541,016	65,106,127	65,521,680	65,904,617	66,281,424	133%	134%
	② 負債	49,693,107	50,776,782	50,575,855	50,226,521	49,946,799	101%	101%
	流動負債	1,000,598	717,307	813,035	725,608	730,888	73%	73%
	うち借入金	725,614	542,292	638,732	558,949	571,136	77%	79%
	固定負債	48,692,509	50,059,476	49,762,820	49,500,913	49,215,911	102%	101%
	うち借入金	48,661,557	50,036,544	49,739,561	49,477,315	49,191,966	102%	101%
	③ 正味財産	31,500	14,463,405	15,165,945	15,840,316	16,486,561	50287%	52338%
うち当期増減額	0	978,894	702,540	674,370	646,245	-	-	

付表4: 経営分析

区 分	H22決算	H28決算	H29決算	H30決算	R1決算	H30/H22	R1/H22
①公益事業比率	100	100	100	100	100	100%	100%
支出額計	3,213,407	1,608,345	1,197,328	1,210,711	1,238,575	38%	39%
公益事業支出額	3,213,407	1,608,345	1,197,328	1,210,711	1,238,575	38%	39%
収益事業支出額	0	0	0	0	0	-	-
②直営事業比率						-	-
支出額計						-	-
直営事業支出額						-	-
再委託事業支出額						-	-
③自主事業比率 (自主事業／支出額計)	100	100	100	100	100	100%	100%
④造林地等現有面積(ha) (行政客体)	15,084.30	15,001.23	15,000.20	14,999.19	14,994.52	99%	99%
⑤施設等稼働率(保育間伐等実施率)	68.8	78.8	81.3	83.0	85.6	121%	124%
⑥補助金等依存率 (補助金額／当期収入合計)	8.2	55.8	79.7	76.5	74.0	934%	903%
⑦流動比率 (流動資産／流動負債)	18.3	18.7	27.1	22.4	20.8	122%	113%
⑧管理費比率 (管理費／支出額計)	10.3	1.4	1.7	1.7	1.8	16%	18%
⑨人件費比率 (人件費／支出額計)	4.4	3.2	5.3	5.2	5.2	119%	119%
⑩借入金依存率 (借入金／資産)	99.3	77.5	76.6	75.7	74.9	76%	75%
⑪一人当たりの人件費 (人件費／総職員)	6,675	2,863	3,153	3,111	3,217	47%	48%
⑫一人当たりの事業収入 (事業収入／総職員)	13,080	52,821	51,303	50,325	48,490	385%	371%
⑬補助金等に含まれる人件費比率 (人件費／補助金等)	3.8	0	0	0	0	-	-
⑭事業収入に含まれる人件費比率 (人件費／事業収入)	3.6	0	0	0	0	-	-

⑮長期借入金の状況(令和元年度決算の内訳)			(単位:千円)
借入先	金額	目 的	返済予定
	利率		
日本政策金融公庫	1,456,048 0%	造林(保育)事業の実施(森林整備活性化資金)	R2~R31
日本政策金融公庫	5,309,298 0.3~3.35%	造林(保育)事業の実施(補助事業残借入金(除く活性化資金))	R2~R51
日本政策金融公庫	2,742,672 0.8~3.0%	造林(保育)事業の実施(非補助事業借入金)	R2~R46
日本政策金融公庫	31,928 1.1~1.9%	造林(保育)事業の実施(分収林機能高度化資金)	R2~R3
日本政策金融公庫	5,155,135 1.4~2.5%	造林(保育)事業の実施(施業転換資金)	R2~R24
小計	14,695,081		
福島県	34,849,293 0%	分収造林事業借入金	R27~R61
福島県	21,911 0%	分収育林事業借入金	R27~R61
福島県	106,817 0%	法人会計借入金	R27~R61
小計	34,978,021		
合計	49,673,102		

付表5:組織人員体制

1 役職員の状況

(単位:人)

区分		H22末	H28末	H29末	H30末	R1末	R2(4/1)	R1/H22	R2/H22
役員 (監事含む)	常勤役員	1	1	1	1	1	1	100%	100%
	プロパー							-	-
	民間							-	-
	県OB	1						-	-
	県現職派遣		1	1	1	1	1	-	-
	その他							-	-
	非常勤役員	15	13	13	14	14	14	93%	93%
	民間	1	1	1	1	1	1	100%	100%
	県OB							-	-
	県現職	4	4	4	4	4	4	100%	100%
	その他	10	8	8	9	9	9	90%	90%
合計	16	14	14	15	15	15	94%	94%	
職員	常勤職員	12	10	11	11	11	11	92%	92%
	プロパー	5		2	2	2	2	40%	40%
	民間							-	-
	県OB	1	3	4	4	4	4	400%	400%
	県現職派遣	5	5	5	5	5	5	100%	100%
	その他	1	2					-	-
	非常勤職員	9	8	9	9	9	9	100%	100%
	嘱託員	8	6	7	7	8	8	100%	100%
	臨時職員	1	2	2	2	1	1	100%	100%
	人材派遣							-	-
	その他							-	-
合計	21	18	20	20	20	20	95%	95%	

2 職員の年齢構成(令和2年7月1日現在)

(単位:人)

区分		~30歳	31~35	36~40	41~45	46~50	51~55	56~60	61~
管理職員	プロパー								
	民間								
	県OB							1	1
	県現職派遣							1	
	その他								
	合計	0	0	0	0	0	0	2	1
一般職員	プロパー					1	1		
	民間								
	県OB								2
	県現職派遣					2	1	1	
	その他								
	合計	0	0	0	0	3	2	1	2
総計	0	0	0	0	3	2	3	3	

付表6: 県の関与状況

区 分		H22決算	H28決算	H29決算	H30決算	R1 決算	R2当初	R1/H22	R2/22	
財政的関与	①補助金等	238,614	888,309	972,551	938,134	910,805	0	382%	-	
	補助金	238,564	888,259	972,501	938,084	910,755		382%	-	
	負担金	50	50	50	50	50		100%	-	
	交付金							-	-	
	委託料							-	-	
	指定管理料							-	-	
	②貸付金	1,521,684	85,343	85,343	85,343	85,343	85,343	6%	6%	
	③損失補償額(契約額)	1,396,541	165,000	300,500	335,600	314,300	429,009	23%	31%	
④債務保証額(契約額)							-	-		
人的関与	⑤役員就任(監事を除く)	4	4	4	4	4	4	100%	100%	
	常勤役員	1	1	1	1	1	1	100%	100%	
	県OB	1						-	-	
	県現職派遣		1	1	1	1	1	-	-	
	上記以外の職員							-	-	
	非常勤役員	3	3	3	3	3	3	100%	100%	
	三役	1	1	1	1	1	1	100%	100%	
	部局長	2	2	2	2	2	2	100%	100%	
	県OB							-	-	
	上記以外の職員							-	-	
	⑥監事就任	1	1	1	1	1	1	100%	100%	
	三役								-	-
	部局長								-	-
	上記以外の職員	1	1	1	1	1	1	100%	100%	
	⑦評議員就任	0	0	0	0	0	0	0	-	-
	部局長								-	-
	上記以外の職員								-	-
⑧職員派遣	5	5	5	5	5	5	5	100%	100%	
管理職員	1	1	1	1	1	1	1	100%	100%	
一般職員	4	4	4	4	4	4	4	100%	100%	

別紙1

区分	名 称	R1決算額
	補助等の目的	(単位:千円)
補助金	森林整備補助金 ・森林資源を造成し、国土の保全、水源のかん養、及び自然環境の保全を図るため、民有林について森林整備を行う者に対し補助する。	161,312
	ふくしま森林再生事業補助金 ・福島第一原発事故の影響により森林整備が停滞している森林について、放射性物質の影響の低減等を図るため、森林整備、路網整備、放射性物質対策を一体的に取り組む者に対し補助する。	82,177
	支払利息補助金 公社が日本政策金融公庫からの融資を受けて造林等の特定の事業を実施した場合、その支払利息に対し補助する。	20,511
	公庫償還補助金 森林整備の推進及び森林の有する公益的機能の維持・増進を図るため、公社が低開発森林地域における森林造成のために行う分収林事業に要する経費のうち、日本政策金融公庫からの借入金元金償還及び利息の支払に要する経費について補助する。	646,755
	補助金額合計	910,755
負担金	平成30年度社員賦課金(平等割)	50
	公社定款第9条に基づく賦課金(総会決定)	
交付金		
委託料		
	委託料額合計	0
指定管理料		
貸付金	ふくしま緑の森づくり公社事業資金貸付金 公社が低開発森林地域において森林造成を行うための事業資金	85,343
	日本政策金融公庫との損失補償契約 公社と日本政策金融公庫との金銭消費貸借において、日本政策金融公庫が損失を受けた際に補償するための契約	134,300
損失補償額	市中金融機関との損失補償契約 公社と市中金融機関との融資において、市中金融機関が損失を受けた際に補償するための契約	180,000
	損失補償額合計	314,300
債務保証額		
	債務保証額合計	0

別紙2

役員 の 状 況

(令和2年6月末現在)

区分	定数	氏 名	常勤・非常勤の別	職 名	当初就任日
					現任期満了日
理事長		井出 孝利	非常勤	福島県副知事	平成30年4月16日 令和4年度の定時社員 総会終結まで
副理事長		秋元 公夫	非常勤	福島県森林組合連合会 代表理事会長	平成27年6月5日 令和3年度の定時社員 総会終結まで
専務理事		十文字 春喜	常勤	福島県農林水産部参事	平成31年4月10日 令和3年度の定時社員 総会終結まで
常務理事		佐藤 宏隆	非常勤	福島県総務部長	平成31年4月10日 令和3年度の定時社員 総会終結まで
理 事		松崎 浩司	非常勤	福島県農林水産部長	平成31年4月10日 令和3年度の定時社員 総会終結まで
		遠藤 忠一	非常勤	喜多方市長	平成30年4月16日 令和4年度の定時社員 総会終結まで
		本田 仁一	非常勤	田村市長	平成29年6月6日 令和3年度の定時社員 総会終結まで
		佐藤 金正	非常勤	川俣町長	平成29年6月6日 令和3年度の定時社員 総会終結まで
		大宅 宗吉	非常勤	南会津町長	平成27年6月5日 令和3年度の定時社員 総会終結まで
		前後 公	非常勤	猪苗代町長	平成24年6月1日 令和3年度の定時社員 総会終結まで
		矢澤 源成	非常勤	三島町長	平成27年6月5日 令和3年度の定時社員 総会終結まで
		杉山 純一	非常勤	福島県議会議員	令和2年1月24日 令和3年度の定時社員 総会終結まで
		宗方 保	非常勤	福島県議会議員	令和2年1月24日 令和3年度の定時社員 総会終結まで
監 事		星 學	非常勤	下郷町長	平成27年6月5日 令和3年度の定時社員 総会終結まで
		大楯 一夫	非常勤	福島県農林総務課長	平成31年4月10日 令和3年度の定時社員 総会終結まで